平成２３年（フ）第６１９号
神戸市長田区腕塚町６丁目１番16―806号
債務者　後　由紀夫
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６６７号
神戸市北区西大池２丁目５番214―606号
債務者　永井眞紀子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６８７号
神戸市長田区駒ヶ林町５丁目９番12号　グレイスＫＩＤＡ201号
債務者　正木　由香
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７２３号
神戸市長田区久保町７丁目５番10号
債務者　松本　植男
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３５号
神戸市垂水区五色山３丁目５番22号　五色山ハイツ107号
債務者　吉本　　**隆**
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４０号
神戸市須磨区妙法寺字岩山1058番地の１　ライオンズマンション須磨妙法寺501号、従前の住所神戸市中央区上筒井通２丁目３番５―515号
債務者　中根　康博
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７５６号
神戸市兵庫区浜山通２丁目３番14号　ハウスアサヒ屋203号
債務者　水下　勝則
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６９号
神戸市北区鈴蘭台西町３丁目６番24―301号
債務者　広瀬　早苗
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７８３号
神戸市北区有野台５丁目３番Ｂ57棟402号
債務者　小野めぐみ
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２７０号
大分県別府市松原町10番24号
債務者　彌田　文雄
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第２１９号
青森市富田３丁目19番11号　Ａ棟
債務者　倉光ひろみ
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
青森市大字浜田字玉川51番地27　コーポ優Ｂ―105
債務者　吉田　　翔
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２２８号
青森市大字浜田字玉川51番地27　コーポ優Ｂ―105
債務者　吉田　麻以
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４１１号
名古屋市中川区江松１丁目301番地　アーバンゆき105号、住民票上の住所名古屋市中川区西中島２丁目613番地　宝マンション東起第５―1101号
債務者　逢坂　健二
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４３９号
名古屋市中川区高畑３丁目140番地　メゾン高畑703号
債務者　小椋　一恵
1　決定年月日時　平成23年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目27番市２―201号
債務者　上村　照美（旧姓雨田）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月12日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１３１号
神奈川県横須賀市野比３丁目27番25号　コーポ山大Ａ―202
債務者　青木　章治
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
横浜地方裁判所横須賀支部